

公 告

「職員団体の登録等に関する規則」の改正について、静岡市行政手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 37 条の規定による意見公募手続は、同条例第 37 条第 4 項第 7 号及び同条例施行規則第 4 条第 1 号に該当し実施しなかった。これにより公表する同条例第 41 条第 5 項に規定された内容は、次のとおりである。

平成 20 年 11 月 18 日

静岡市人事委員会委員長 向坂達也

1 規則等の題名

職員団体の登録等に関する規則の一部改正

2 規則等の趣旨

職員団体の登録に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 41 号）第 6 条の規定に基づき、職員団体の登録及び法人格の取得に関し、必要な事項を定めた規則である。

3 意見公募手続を実施しなかった理由

静岡市行政手続条例第 37 条第 4 項第 7 号及び同条例施行規則第 4 条第 1 号に該当理由：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）の施行に伴う地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和 53 年法律第 80 号）の改正に伴い、所要の規定の整理を行うものであるため。